

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当)に
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 青少年に有害な図書類の指定
保険医等の登録
被爆者一般疾病医療機関の指定
豚等の移入の禁止の解除
土地改良事業計画の適否の決定
保安林の指定の解除予定(二件)
- ◇ 選管告示 政治団体の収支に関する報告書の要旨
個人演説会を開催することができる施設を指定した旨の報告(二件)
- ◇ 公安告示 風俗営業等取締法による聴聞
狩猟免許に関する講習会の開催

告 示

鳥取県告示第七百十七号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年七月二十日

鳥取県知事 平 林 廣 三

指定 番号	種 別	題 名	冊 数	発 行 記号等	類 別 表示された発 行所名
616	雑誌その他 の刊行物	濡れて 暴行 買の思い出	1冊	CF- テ9	Do企画
617	"	盗撮 少女検査	1冊	CF- テ8	LANDA-SS
618	"	オレンジ白書 Sweetest Lips	1冊	OR-8	かいめい書房
619	"	MONICA モニカ 第1巻第4号	1冊	MO-8	桃アリス出版
620	"	月刊 コレクター 少女の標本箱	1冊	CO-8	海鳴書房
621	"	扶業実話 告白人 わいせつ激發 女の事件簿	1冊	ZD-8	桃土曜出版新社
622	"	恥辱の丘 ガラスの恋	1冊	B1- Q4	フランソングラフ
623	"	同性欲欲書 美しいソルレット時代	1冊	B1- O2	フランソングラフ
624	"	淫靡遊戯 紅 KURENAI	1冊	B1- S1	フランソングラフ

625	"	劣情期	E1-N1	HOT・DOG
626	"	股間の疼き ヌイートコーン	B1-Q2	フランソングラブル
627	"	スペシャルSEX SPECIAL SEX フェラチオ	C1-S2	画報社
628	"	26 Apr, 81' pm 3:00 クリスタルキヤル	303454 11-K1	大昭和出版
629	"	女性激撫 E.T.S. 1979	—	画報社
630	"	恥態熱写 ときめきの午後	E-S1	HOT・DOG
631	録音テープ 及び雑誌 その他の刊 行物	生テープ46分 MAGAZINE 創刊号	CF-1 1	ナリス出版
632	雑誌その他の 刊行物	秘写テープ TABOO 獣欲近親輪姦 第六巻第八号	HT-8	トライビジョン
633	"	女の性器 女が創るバイブ マガジン Vol. 8	OT-8	土曜出版社
634	"	実話テープ 淫女絶叫	DP-8	ジョイフル出版社
635	"	恥毛とアソコ さわられる18歳 女子高生	CF-7 3	Do企画
636	"	覗き ビービソング B・E・L・L 鐘	CF-7 4	ナリス出版
637	"	ギヤルズレポート	GR-8	BUNNY
638	"	青い挑発 熱い視線 看護婦恥部特写	G1-U2	大東出版
639	"	淫乱女生徒 夢色の時間	0051001	黎明和出版

640	"	夢精遊戯 夢精遊戯 局部淫猥恥毛刺り ラブ恋志望 第2巻第8号通巻10号	MU8	アップル社
641	"	艶の舞 18歳 小女	JNMA 066	ロマンゾックス社
642	"	月刊 ラブトジエニカ 第12号	FJ-8	海鳴書房
643	"	LINGERIE 下着百科 Vol.1	CF-6	ナリス書房
644	"	あなたまかせ	—	大昭和出版販売
645	"	秘部アツアツ やきしく愛して	CF-7 0	Do企画
646	"	アソコ熱 泣きながら濡れて	CF-7 7	ナリス書房
647	"	m・y・トルコ Number-9 川崎	CF-7 5	土曜出版社
648	"	HOW TO 愛撫・SEX 愛撫百科	CF-7 8	Do企画
649	"	少女恥ぢらい 感じるんです	CG-7 3	Do企画
650	"	淫液 草原の輝き いい女の匂い本	CF-7 1	ナリス出版
651	"	ピソク特報 ピソク特報 女子高生異物挿入 女子高生ソリニズ Vol.27	PT-8	ナリス出版
652	"	Bobby Socks 女子高生 発情期	BS-8	土曜出版新社
653	"	ANON 今井今日子「青春グラフィティ」 '81 初夏	JNMA 068	ミネルバ書館

鳥取県告示第七百十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十七年七月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
松井 泰樹	鳥医第二、七七九号	昭和五十七年六月十四日
小林 哲	鳥医第二、七八〇号	"
朝倉 美奈子	鳥薬第四九三号	昭和五十七年六月十五日
安達 清孝	鳥薬第四九四号	"
井東 弘子	鳥医第二、七八一号	昭和五十七年六月十八日
藤井 正満	鳥医第二、七八二号	"

鳥取県告示第七百十九号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）

第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十七年七月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
小酒外科医院	米子市福市一七三〇一〇	昭和五十七年七月十四日
サクラ薬局	米子市末広町二	"

鳥取県告示第七百二十号

昭和五十七年五月鳥取県告示第四百七十号（豚等の移入の禁止について）、昭和五十七年五月鳥取県告示第四百九十九号（豚等の移入の禁止について）及び昭和五十七年五月鳥取県告示第五百四十四号（豚等の移入の禁止について）は、廃止する。

昭和五十七年七月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百二十一号

昭和五十七年五月四日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良(福井地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年七月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年七月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百二十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年七月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡瀬戸町大字赤波字妙見谷一七六四の二、一七六四の三、字小屋ノ谷一七六五の三、一七六五の四

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第七百二十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年七月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字西野字西山三二八、三三四、字西山上へ一〇五二、一〇五八、一〇八七、字釧山一〇八八、一一〇一、一一〇二(以上八筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由
林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十七年七月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 謙 蔵

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

期間	昭和56年1月1日～12月31日	1 収入・支出の総額	94,220円
政治団体の名称	鳥取県薬剤師連盟	(1) 収入総額	48,216円
報告年月日	昭和57年7月9日	ア 前年繰越額	48,216円
		イ 本年収入額	51,004円

(2) 支出総額	94,220円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
個人の負担する党費又は会費(102人)その他の収入	51,000円
10万円未満の収入	4円
小 計	4円
合 計	51,004円
(2) 支出の内訳	
政治活動費	
組織活動費	94,220円
小 計	94,220円
合 計	94,220円

期間 昭和56年1月1日～12月31日
政治団体の名称 鳥取県関口恵造薬劑師後援会
報告年月日 昭和57年7月9日
収入・支出の総額

期間	昭和53年7月19日～12月31日	(1) 収入総額	0円
政治団体の名称	鉛野久嘉を励ます会	ア 前年繰越額	0円
報告年月日	昭和57年7月9日	イ 本年収入額	0円
収入・支出の総額		(2) 支出総額	0円

期間 昭和54年1月1日～12月31日
政治団体の名称 鉛野久嘉を励ます会
報告年月日 昭和57年7月9日
収入・支出の総額

期間	昭和55年1月1日～12月31日	(1) 収入総額	0円
政治団体の名称	鉛野久嘉を励ます会	ア 前年繰越額	0円
報告年月日	昭和57年7月9日	イ 本年収入額	0円
		(2) 支出総額	0円

収入・支出の総額		政治団体の名称 船野久嘉を励ます会	
(1) 収入総額	0円	報告年月日	昭和57年 7月 9日
ア 前年繰越額	0円	収入・支出の総額	
イ 本年収入額	0円	(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円	ア 前年繰越額	0円
		イ 本年収入額	0円
		(2) 支出総額	0円
期間 昭和56年1月1日～12月31日			

鳥取県選挙管理委員会告示第九十一号

米子市選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号に規定する個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨の報告があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年七月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

施設の名称	所在地
米子市前田隣保館	米子市尾高一三三七番地三
米子市下福万隣保館	米子市福万一九九番地一
米子市中央隣保館	米子市富士見町五〇番地一
米子市解放文化センター	米子市富士見町五〇番地一

鳥取県選挙管理委員会告示第九十二号

江府町選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号に規定する個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨の報告があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年七月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

施設の名称	所在地
江府町山村開発センター	日野郡江府町大字江尾字土井の内五〇二番地

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年七月二十日

鳥取県公安委員会委員長 坂 出 雅 己

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十七年八月四日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室（県庁本庁舎七階）

二 被聴聞者

米子市皆生一九七六番地六

有限会社川崎観光

代表取締役 松田悦子

公 告

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律（昭和53年法律第76号。以下「一部改正法」という。）附則第3項に規定する狩猟免許に関する講習を次のとおり開催する。

昭和57年7月20日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有し、昭和54年4月15日に一部改正法による改正前の鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号。以下「法」という。）の規定による狩猟免許を受けていた者で、狩猟免許を受けようとするもの。

2 開催日時等

開催日	時間	講習会場	受講対象者
昭和57年8月30日（月）	9時から	鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂	岩美郡、鳥取市及び気高郡に住所を有する者
昭和57年8月5日（木）	〃	八頭郡郡家町大字宮谷80番地 郡家町中央公民館	八頭郡に住所を有する者
昭和57年9月2日（水）	〃	倉吉市巖城279番地 中部総合事務所大会議室	東伯郡及び倉吉市に住所を有する者
昭和57年9月7日（火）	〃	米子市雑町一丁目160番地 西部総合事務所講堂	西伯郡、米子市及び境港市に住所を有する者
昭和57年8月24日（火）	〃	日野郡日野町根雨字畦高140番地1 日野総合事務所大会議室	日野郡に住所を有する者

3 講習科目

- (1) 鳥獣保護及び狩猟に関する法令
- (2) 鳥獣の判別
- (3) 猟具の取扱い

4 講習時間

3時間とする。

5 審査

講習終了後一部改正法附則第3項の規定に基づき、狩猟に関する適性を審査するため次の項目につき適性検査を行う。

- (1) 視力
- (2) 聴力
- (3) 運動能力

6 受講申込方法

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類を添えて所轄の地方農林振興局長に提出すること。

(1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚

(2) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、法第6条第2号又は第3号に該当するかどうかについての医師の診断書

7 申込期限

鳥取地方農林振興局管内	昭和57年8月24日(火)まで
八頭	昭和57年7月30日(金)まで
倉吉	昭和57年8月27日(金)まで
米子	昭和57年9月1日(水)まで
日野	昭和57年8月18日(水)まで

8 狩猟免許手数料及びその納付方法

(1) 狩猟免許手数料 1,500円

(2) 納付方法

(1) に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

9 その他

詳細については、鳥取県農林水産部造林課又は各地方農林振興局林業課に問い合わせること。

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥 取 県 【定価一部一箇月千四百円(送料を含む。)】